



平成21年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社ライフコーポレーション
代表者名 代表取締役会長兼CEO 清水信次
(コード番号 8194 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役総務本部長 染谷敏夫
(TEL . 03 - 3979 - 7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年5月28日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第5条(公告方法)に定める公告方法を、日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることのできないときの措置を定めるものであります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)、第9条第2項(単元未満株券の不発行)及び第10条(株券の種類)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年5月28日
定款変更の効力発生日	平成21年5月28日

現行定款	変更案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
<p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>(株券の種類) 第10条 <u>当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)の記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する取扱および手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する<u>取扱い</u>は、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日) 第13条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第14条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当) 第37条 当社の剰余金の配当は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u> 2. 前項のほか、取締役会の決議により、<u>毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当) 第35条 当社の剰余金の配当は、毎事業年度最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u> 2. 前項のほか、取締役会の決議により、<u>毎年8月31日最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>